

保護者各位

東京成徳大学中学・高等学校
校長 木内秀樹

学校感染症による出席停止の扱いについて(通知)

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、生徒が感染症に罹患している疑いがある場合、或いはり患している場合、本人の休養と他者へのまん延及び流行を防止するため、学校は出席停止(欠席扱いとしない)の措置をとることになっています。

お子さまが、医師から「感染の恐れがある疾患」と診断された場合は、すみやかに学校に連絡し、ご家庭でゆっくりと休養してください。なお、「学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準」を参考にしてください。

また、医師から登校許可が出て登校する際には、医師が作成した「登校許可書」を持参のうえ登校し、担任または保健室に提出してください。「登校許可書」の代わりに「診断書」を使用する場合は、所見欄に「医師が登校停止を指示した期間」を明記して頂いてください。

「登校許可書」の受け取りは、保健室からご家庭にFAX または郵送する方法とホームページからダウンロードしてプリントする方法があります。

感染症の種類

- 第1種 入院治療が必要な感染症
- 第2種 飛まつ感染によって生徒が病気にかかることが多く、学校において流行をひろげる可能性が高い感染症
- 第3種 学校教育活動を通じて、学校において流行を広げる可能性のあるもの(医師の判断、または条件により対応が異なってきます)